

先端設備等導入計画に係る認定申請 提出書類チェックリスト

年 月 日 提出

申請事業者名	申請事業者 ご担当者名	電話番号	Eメールアドレス

※認定書発行のお知らせ及び申請の内容等について確認する場合がありますので、ご担当者様の連絡先を記載してください。
また、施策効果測定等の為、先端設備等計画期間中や終了後において、市よりご担当者あてにアンケートをお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

申請書類等を確認のうえチェック欄に☑し、申請書類等と一緒に提出してください。

チェック	認定要件	市使用欄
<input type="checkbox"/>	認定を受けられる「中小企業者」に該当していますか。(中小企業等経営強化法第2条第1項)	
<input type="checkbox"/>	設備投資等を行う場所は阪南市内ですか。	
<input type="checkbox"/>	導入する先端設備等は、直接商品の生産もしくは販売又は役務の用に供するものですか。	
<input type="checkbox"/>	先端設備等導入計画で導入する先端設備等に、すでに取得した設備等が含まれていませんか。 (※先端設備等については先端設備等導入計画の認定後に取得することが【必須】です。)	
チェック	提出書類	
<input type="checkbox"/>	申請書類一式の写しを取っていますか。	
<input type="checkbox"/>	先端設備等導入に係る認定申請書(様式第二十二) ※様式の(記載要領)は必ずお読みください。 <input type="checkbox"/> 代表者の役職が記載されていますか。 <input type="checkbox"/> 代表者印が押印されていますか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合、屋号が記載されていますか	
<input type="checkbox"/>	別紙 先端設備等導入計画 <input type="checkbox"/> 国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画を参照し、これらに適合した内容になっていますか。 <input type="checkbox"/> 「1 名称等 6主たる業種」は「日本標準産業分類 中分類」で記載していますか。 <input type="checkbox"/> 「2 計画期間」は3年間、4年間又は5年間になっていますか。(※3年6か月など月単位の設定は不可) また、計画期間の始期は申請日以降になっていますか。 <input type="checkbox"/> 「3 現状認識 ②自社の経営状況」には、自社の財務状況について、売上増加率、営業利益率、労働生産性、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析していますか。 <input type="checkbox"/> 「4 先端設備等導入の内容」に記載の金額の単位は正しいですか。(千円単位) <input type="checkbox"/> 「4 先端設備等導入の内容 (3) 先端設備等の種類及び導入時期」の「設備等の種類欄」には、機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備、ソフトウェア以外の設備等が記載されていませんか。	
<input type="checkbox"/>	直近の市税及びその附帯徴収金に係る納税証明書 <input type="checkbox"/> 阪南市役所1階7番窓口税務課にて交付(法人の場合は代表者印が必要です。)	
<input type="checkbox"/>	暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 代表者印が押印されていますか。	
<input type="checkbox"/>	先端設備等導入計画に関する確認書 <input type="checkbox"/> あて先は貴社になっていますか。 <input type="checkbox"/> 認定支援機関の代表者印等の押印がされていますか。 <input type="checkbox"/> 「2. 先端設備等導入計画の実施に対する所見 先端設備等導入計画の期間」は、「先端設備等導入計画」に記載の計画期間と合致していますか。	
<input type="checkbox"/>	委任状 ※申請事業者の代表者以外の者が申請書を持参若しくは認定書を受領する場合必要 <input type="checkbox"/> 委任者欄に代表者印が押印されていますか。また受任者欄に受任者の押印がありますか。	

裏面に続きます。

以下の書類は「固定資産税の特例措置」を受けようとする場合、提出が必要

該当するものに☑してください。

↓

固定資産税特例措置を受けない（以下の書類は提出不要）

「工業会証明書」を認定申請書と一緒に提出

「工業会証明書」は後日提出（ 年 月頃予定）

※後日提出の場合は12月28日までに以下の2点の書類をまちの活力創造課までに提出してください。

<input type="checkbox"/>	<p>先端設備等に係る誓約書（様式第四）</p> <p><input type="checkbox"/> 代表者印が押印されていますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「4 先端設備等導入の内容」に記載の先端設備等は、先端設備等導入計画にもれなく記載されていますか。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書【工業会証明書】</p> <p>※「工業会証明書」は原本を申請者で保管し、写しを提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 工業会及び製造メーカーの押印はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産税の特例措置を受けようとする先端設備等にかかる工業会証明書は全てそろっていますか。</p>	

以上